

令和8年度

朝日浄水場

う流池沈澱池清掃業務委託

特記仕様書

山形県企業局

第1章 総括事項

第1節 一般事項

1 仕様書の適用

この仕様書は、山形県企業局鶴岡電気水道事務所発注の「令和8年度 朝日浄水場 う流池沈澱池清掃業務委託」に適用し、「山形県県土整備部共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

2 委託業務

令和8年度 朝日浄水場 う流池沈澱池清掃業務委託

3 委託業務概要

朝日浄水場のう流池・沈澱池等の清掃作業を実施する。作業期間は1系につき4日間（準備2日、作業2日）とし、計8日間で行う。

作業予定日

1系 令和8年10月19日（月）20日（火）21日（水）22日（木）（4日間）

2系 令和8年10月26日（月）27日（火）28日（水）29日（木）（4日間）

（天候や水質等により変更となる場合あり）

	1－1		1－2	
	準備日	作業日	準備日	作業日
作業予定日	10/19（月）	10/20（火）	10/21（水）	10/22（木）
	2－1		2－2	
	準備日	作業日	準備日	作業日
作業予定日	10/26（月）	10/27（火）	10/28（水）	10/29（木）

4 業務場所

鶴岡市行沢地内

5 履行期間

自 令和8年 月 日（契約の日）

至 令和8年12月11日

6 委託業務範囲

本仕様書は、業務の概要を記載するものであり、記載のない事項であっても業務完了のため当然行うべき事項は行わなければならない。

7 法令等の遵守

業務の施行にあたり、受注者は、労働安全衛生法等関係法令を遵守しなければならない。

8 疑義の解釈

(1) この仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合は、発注者側の解釈による。

(2) 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符合しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

第2節 業務施行

1 作業用資材

散水用ホース・ノズル・水中ポンプについては貸与し、清掃用水は浄水場内の給水栓より使用してよいものとする。その他、業務施行上必要な資材、工具、消耗品等は、全て受注者にて準備しなければならない。その際、事前に監督職員と協議し確認を得ること。

2 作業用電源

作業上必要な場合は、下記の電源を発注者側で支給する。

単相交流 100V 50Hz 15Aまで

3 業務計画書

受注者は、契約後速やかに、業務実施に必要な業務計画書を監督職員に提出しなければならない。

この場合、次の事項を記載するものとする。

- (1) 実施工程表
- (2) 緊急時の体制
- (3) 安全管理
- (4) その他

4 作業時間

作業時間は、原則8時30分から17時までとする。

5 他工事との強調

同時期に施工される工事等がある場合、作業・点検内容・取り扱いについて、互いに協調して円滑な施工を図ること。

第3節 現場における注意事項

1 事故防止

- (1) 受注者は、常に業務の安全に留意して作業を行い、事故防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、業務施行中、交通の妨害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう十分な措置をしなければならない。
- (3) 業務箇所及びその周辺にある地上、地下の施設構造物に対しては、業務施行に伴い支障を及ぼさないよう関係者と協議のうえ、必要な処置をしなければならない。
- (4) 火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合は、関係法令の定めるところに従い、その保管及び取扱いについて、万全の方策を講じなければならない。
- (5) 作業現場が危険なため、一般の立入りを禁止する必要がある場合は、その区域に、適当な柵を設けるとともに、立入禁止の標識をし、夜間は適当な照明を施さなければならない。
- (6) 水処理を行いながらの清掃作業となるため、水処理に支障をきたさぬよう作業を行うこと。
- (7) 水処理施設内への異物・油の混入等の無いよう防止策を講じ、注意して作業を行うこと。
- (8) 各設備の運転、停止、切り替え等の操作は当事務所職員が行うものとし、操作時には監督職員の指示に従うこと。

2 安全管理

受注者は、作業の安全確保に努め、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 作業責任者は作業中の作業者の行動及び作業現場の状況を常に把握し作業を安全に遂行すること。
- (2) 作業責任者は、作業の前日までに作業の時間、手順、作業範囲、危険防止措置など具体的事項について監督職員と打ち合わせること。
- (3) 作業者には作業に適した被服、防護具を着用させ、危険の防止を図ること。
- (4) 沈澱池等で昇降する際は、安全帯を着用の上、セーフティーロックを使用し、転落しないよう十分注意すること。
- (5) 作業中の落下物、転倒及び転落による事故防止のため、足場板及び安全帯用親綱等の設置を行うこと。
- (6) 酸欠危険箇所に入る際は、あらかじめ酸素濃度を測定し、酸欠の危険がないことを確認すること。

3 整理・整頓

受注者は、業務施行中、交通及び保安上の支障とならないよう資材、工具等を使用のつど整理・整頓しておかななければならない。

4 既設備損傷時の修復

業務施行中、誤って他の既設工作物を損傷させた場合は、監督職員に速やかに報告するとともにその指示により早急に修復しなければならない。

5 中間確認

各系清掃終了後に検査員により中間確認を行うので、充水前に作業責任者は必ず立ち会うこと。

6 資格を必要とする作業

資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有するものが施工しなければならない。

第4節 提出書類

1 一般事項

- (1) 受注者は、次項の書類等を監督職員に提出すること。
- (2) 様式、提出先、提出期限及び部数は次項及び監督職員の指示によること。
- (3) これに伴う費用は、受注者の負担とする。

品目、様式、提出期限及び部数

	品目	様式	提出期限	部数
1	業務計画書	任意	契約後速やかに	2
2	水道法第21条に定める健康診断結果の写し	〃	作業当日までに	1
3	業務写真	〃	作業完了後直ちに	1
4	業務完了報告書	A4版	作業完了後直ちに	2
5	打合せ議事録	任意	打合せ後5日以内	2
6	その他必要な書類			1

第2章 委託内容

1 池清掃

(1) 下記の箇所について、ホースで散水し、池内の清掃を行う。

- ア う流池流入渠 (容積:約 25 m³)
 - イ う流池 (容積:約 930 m³)
 - ウ 沈澱池 (容積:約 2660 m³)
 - エ 中塩素混和池 (容積:約 52 m³)
 - オ ろ過池流入渠 (容積:約 190 m³)
- 各 4 池

(2) 清掃における注意事項

- ア う流池流入渠
床面に堆積した汚泥は、う流池に排出する。
- イ う流池
床面に堆積した汚泥は、沈澱池に排出する。
- ウ 沈澱池
床面等に堆積した汚泥は、ワイパーブラシ等で排泥ピットに掻き寄せる。
- エ 中塩素混和池、及びろ過池流入渠
床・側面等の汚れは、ブラシ等で清掃する。
また、洗浄排水は中塩素混和池ドレン及びろ過池流入渠ドレンより排水する。

2 機器清掃

下記の機器について、ホースで散水し、清掃を行う。

- (1) 傾斜板 (ラビリンス)
- (2) 汚泥掻寄機 (水中部)
- (3) 中塩素混和池攪拌機 (水中部)
- (4) 各ゲート (水中部)

3 準備及び片付け

清掃を行う上で必要な準備 (清掃道具、傾斜版移動用の取手設置)、安全対策で必要な準備 (足場・安全帯用親綱等の設置) 及び片付けは、受注者が行うこと。